

令和7年度第1回木津川市文化財保護審議会 議事録抄録

- 日 時 令和7年7月7日（月）14時30分～16時00分
- 場 所 木津川市役所5階 全員協議会室
- 出席者 審議員 伊東史朗、源城政好、増井正哉、宗田好史、淺田兼弘、三浦孝啓、後藤啓治、石田正道
事務局 竹本教育長、平井教育部長、松井教育部次長兼文化財保護課長
文化財保護課 八田総括専門官、永澤課長補佐、大坪係長、北畠主事

1 開会

2 教育長挨拶

3 議事

報告 主な文化財関係事業の令和6年度報告及び令和7年度計画について

① 木津川市教育委員会の取組について

令和6年度実施事業および令和7年度に実施予定の事業について、資料に基づいて説明。

●令和6年度文化財事業報告

(1)文化財補助金の交付

- ・国指定美術工芸品保存修理事業 重文厨子入木造普賢菩薩像（岩船寺）修理
- ・重要文化財建造物保存修理事業 重文小林家住宅耐震診断
- ・府指定・登録文化財等補助事業 府指定文化財絹本着色五智如来像（大智寺）修理 他

(2)啓発事業

- ・ふれあい文化講座 2回実施

(3)史跡恭仁宮跡の公有化

- ・令和6年度公有化実績5筆 面積4, 282 m²

(4)史跡恭仁宮跡保存活用計画の策定

(5)史跡椿井大塚山古墳防災施設整備事業

(6)木津川市文化財保存活用地域計画の実行

- ・木津川市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定

(7)文化財保管施設の整備検討

- ・旧山城学校給食センター改修による転用計画の基本計画・基本設計

●令和7年度文化財事業計画

(1)文化財補助金の交付

- ・国指定美術工芸品保存修理事業 重文厨子入木造普賢菩薩像（岩船寺）修理(2年目)
重文木造薬師如来坐像（西明寺）修理

- ・府指定・登録文化財等補助事業 府指定文化財絹本着色五智如来像（大智寺）修理(2年目)

(2)啓発事業

- ・令和7年度木津川市ふれあい文化講座 3回実施予定

(3)史跡恭仁宮跡

- ・公有化 令和7年度公有化予定3筆 面積2,212m²
- ・恭仁宮跡イマーシブコンテンツ創出等事業

(4)史跡椿井大塚山古墳防災施設整備事業

- ・5ヶ年事業の4年目。

(5)木津川市文化財保存活用地域計画の実行

- ・協議会会議開催、実行委員会組織化

(6)文化財公開管理施設

- ・旧山城学校給食センターの改修による文化財公開管理施設への転用検討
- ・文化財整理保管センターフラッシュ（くにのみや学習館）耐震診断

(7) 塚穴古墳横穴式石室への門扉設置と公開

② 令和6年度中の新指定等文化財について

令和6年度に新指定等となった市内の文化財について、資料により説明。

京都府暫定登録文化財2件、市指定文化財8件

(質疑応答) ⇒ : 委員 → : 事務局 (意見) ・〇〇～

・ 令和6年度事業実施状況で、ふれあい文化講座に多数の参加があったとのこと。多くの集客があるイベントは、観光振興や公共交通施策など、まちづくりに寄与する可能性がある。大いにアピールされたい。

・ 通算100回を超える長らく継続されている講座。著名な研究者が講師として招聘されることが多い。

→ ふれあい文化講座は、旧木津町時代に興福寺創建瓦を生産した梅谷瓦窯跡が発見された機会に、遺跡保護に尽力された木津の文化財と緑を守る会と、興福寺と木津町の三者共催で始まったもの。令和6年度の第1回は興福寺が、2回目は木津の文化財と緑を守る会が、講師選定などを担当されたもので、それぞれの特色がある。継続していきたい。

・ 京都府立丹後郷土資料館のリニューアルが実施されている。新たなミュージアムの在り方や情報発信拠点として提案もなされている。丹後の次は山城郷土資料館もリニューアルが検討されるであろう。

⇒ 塚穴古墳の石室への門扉設置完了後は、施錠管理などはどうになされる予定か。
できるだけ自由に見学できるよう希望する。

→ 当面は文化財保護課で管理し、見学希望があればその都度対応する予定で、どのくらいの頻度で見学希望があるかにより、ふるさと案内・かもや地元の南加茂台地域にも協力をお願いするなど、よりよい管理と公開方法を検討したい。自由に入り出しができるようにしておくと、汚損や事故の懸念もある。

- ⇒ 文化財修理を公的補助で実施された場合、市民へ還元することも重要。ふれあい文化講座などで広く紹介する必要がある。
- 民間助成を活用される場合など、修理後の公開が義務付けられるものもある。春と秋の秘宝秘仏特別公開にあわせて公開を予定されているものもあり、この春にも現光寺四天王像が修理後初めて公開された。
- ⇒ 文化財公開管理施設の整備検討というのは初めて聞くようだ。審議会で意見を聞くべきことである。
- 現在は、廃止した施設の有効活用案として検討している段階のため、市として改修転用の方針が決定されれば、文化財保護審議会でご意見をお伺いすべきと考えている。

議題① 木津川市登録文化財の登録基準について

前回の審議会では、登録文化財制度の創設を了承いただいた。それにかかる登録基準について、文化財種別ごとの指定基準と並列して案を記載した資料をもとに説明及び提案。

- (質疑応答) ⇒ : 委員 → : 事務局 (意見)・○○~
- ⇒ 文化財指定は、優品主義に基づき、管理も厳しく制約も大きいのに対し、登録は残していくという所有者の意向を踏まえ、大事なものであることを認めてあげる意味合いのもの。国の登録基準はおおらかで、選んで登録することによって顕彰するという役割のもの。
 - ⇒ 1990年代から、文化的景観など文化財の定義や概念が広がっていったが、その過程で文化財行政の分権、民主化、民営化していき、文化財は市民も参画して守っていくものになっている。そのため、市民にもそういう気持ちをもってもらえるよう、文言の整理が必要。
 - ⇒ 門戸を広くするのはいいが、運用する側としては基準が必要であることは理解できる。
 - ⇒ 福知山市も「重要資料」制度制定時は古文書の保護を想定していたものが、建造物等へも対象が広がっていったといい、ある意味ではよいこと。
 - ⇒ 文化財保護法が制定されて75年、それ以前の壬申検査や古社寺保存法の時代も含めて指定は進んでいるが、さらに積極的に対象を広げていくような表現とされたい。
 - ⇒ 保護の裾野を広げるため、登録基準は指定基準とほぼ同じであっても、必要な文化財を救うために、広く運用できるような制度とされたい。周知するものとしては固い表現でないものに再考されたい。
 - ⇒ 指定は厳しい優品主義であっても、登録文化財の基準は文化財民主化の表現として検討されたい。
 - 登録基準としての文言表現を再検討したい。

4 その他 特になし

5 閉会

令和7年7月25日の任期満了で退任される審議員3氏から、一言ずついただく。

【会議結果】

登録文化財制度の趣旨を踏まえ、登録基準の文言表現を再検討し、次回（令和7年度第2回）審議会に改めて諮ることとする。